

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和元年度「介護職員処遇改善実績報告書」及び「介護職員等特定処遇改善実績報告書」の提出
について（通知）

日頃、本県の高齢者福祉の実施について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、各指定権者に実績報告書を提出いただく必要があります。

については、令和2年3月サービス提供分まで加算を算定した場合、令和2年7月末日が提出期限となりますので、下記のとおり、御提出いただくようお願いします。

記

1 提出期限
令和2年7月31日（金）

2 提出書類

介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
① 別紙様式3（介護職員処遇改善実績報告書）	① 別紙様式3（介護職員等特定処遇改善実績報告書）
② 添付書類1（指定権者内事業所一覧表）	② 添付書類1（指定権者内事業所一覧表）
③ 添付書類2（報告対象都道府県内一覧表）	③ 添付書類2（報告対象都道府県内一覧表）
④ 添付書類3（都道府県状況一覧表）	④ 添付書類3（都道府県状況一覧表）
⑤ 参考様式（介護職員処遇改善充前一覧表）	
⑥ 参考様式（介護職員処遇改善充前明細書）	
⑦ その他（職員の勤務予定表など）	

※②～④については、それぞれ以下に該当する場合のみ、御提出をお願いします。

②：同一指定権者の複数の介護サービス事業所等について、実績報告書を一括して作成した場合

③：県内の複数の介護サービス事業所等について、実績報告書を一括して作成した場合

④：複数都道府県に所在する介護サービス事業所等について、実績報告書を一括して作成した場合

※⑤及び⑥については、以下の内容のとおり、御提出をお願いします。

・月別（参考様式1及び2）又は給与項目別（参考様式3及び4）のいずれか一方を提出し、月ごと又は給与項目ごとに別葉で作成すること。

・全ての介護職員の賃金台帳の添付は不要だが、例示として1名分を個人が特定できないようにした上で、賃金改善実施期間中全ての明細を実績報告書に添付すること。

※⑦については、指定基準上で介護職員と兼務が認められている看護師など介護職員以外の職員の処遇改善に加算を充当した場合は、賃金改善実施期間内における職員の勤務予定表（ローテーション表）など、当該看護師等が介護職員として従事していることが分かる書類の添付をお願いします。

※様式は、当課ホームページに掲載していますので、御確認ください。

URL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/>

3 提出先・問い合わせ先（指定権者が鳥取県または南部箕蚊屋広域連合の場合）

担当	所在地	電話番号
中部総合事務所 福祉保健局 地域福祉支援課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3128
西部総合事務所 福祉保健局 福祉企画課	〒683-0802 米子市東福原 1-1-45	0859-31-9314
南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺 377-1	0859-39-6222

4 留意事項

- 令和2年3月5日付老発0305第6号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る新様式が示されたところですが、本通知は令和2年度の加算に係る届出から適用されるため、令和元年度の実績報告は旧様式で御提出いただくこととなりますので、間違いのないよう、よくご確認いただき、書類を御提出いただくようお願いいたします。
- 実績報告書の提出は、加算の算定要件の一つとなっていることから、実績報告書の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますので、必ず御提出をお願いします。
- 県内複数圏域（東・中・西部）において、指定居宅（予防）・指定施設サービス事業所を開設している事業者のうち、法人本部が東部にある事業者の実績報告書の提出先は鳥取市となりますが、県においても内容を把握する必要があるため、鳥取市に提出された実績報告書一式の写しを当課にも御提出をお願いします。
- 提出先の担当者より、記載内容に関する連絡をさせていただく場合がありますので、実績報告書の余白に、書類作成担当者の氏名及び電話番号を記載いただくか、名刺を添付して御提出くださるようお願いいたします。
- 指定地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型又は通所型サービス）に係る実績報告書の提出先や提出に必要な書類等については、指定権者である市町村にお問い合わせください。

5 添付資料

- 「介護職員処遇改善実績報告書」関係
 - 平成30年3月22日付老発0322第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」
- 「介護職員等特定処遇改善実績報告書」関係
 - 平成31年4月12日付老発0412第8号厚生労働省老健局長通知「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

【担当】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
介護保険・施設担当 上田
電話：0857-26-7175
ファクシミリ：0857-26-8168
電子メール：uetak@pref.tottori.lg.jp